



平成25年7月9日

各 位

会 社 名 株式会社 岩手銀行
 代表者名 取締役頭取 高橋 真裕
 (コード番号 8345 東証第一部)
 問合せ先 取締役 総合企画部長
 兼広報CSR室長
 三浦 茂樹
 (TEL 019-623-1111)

2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行条件等
 の決定に関するお知らせ

当行は、平成25年7月9日付取締役会決議に基づき、総額1億米ドルの2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<u>本社債の額面金額と同額とする。</u>
(2) 転換価額	<u>50.03米ドル</u>
(ご参考)	
発行条件決定日(平成25年7月9日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	<u>4,020円(39.71米ドル)</u>
ロ. アップ率	
$[(\text{転換価額}) / (\text{米ドル建株価(終値)}) - 1] \times 100$	<u>25.98%</u>

(注) 日本円から米ドルへの換算は、本日午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レート(1米ドル=101.23円)を用いております。

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) 2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 社債の総額 | 1億米ドル |
| (2) 発行決議日 | 2013年7月9日 |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2013年7月25日 |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2013年8月8日から2018年7月11日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年7月11日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当行による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当行の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当行の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償還期限

2018年7月25日

(6) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債の発行により、2013年7月25日時点の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する潜在株式数の比率は10.89%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数値であります。なお、本日付け当行プレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」記載のとおり、自己株式の取得を予定しておりますので、上記潜在株式数の比率は変動する可能性があります。

※ 詳細は、本日付け当行プレスリリース「2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本書は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。